

## 原告第30準備書面（その3）の要旨

（はじめに）

本準備書面においては、回避義務・回避可能性の第4章として、原告第24準備書面第5章で述べた失敗学会方式（浸水によるSBO発生後の炉心損傷防止）について、まず第1節において、従前の主張を補充するとともに、第2節において、被告国の反論が失当であることについて述べる。

### 第1節 失敗学会方式の概要及び実施上の詳細事項について

#### 第1 失敗学会方式の概要について

失敗学会報告書が提示する失敗学会方式の概要は、原告第24準備書面第5章において述べているとおりである。

#### 第2 失敗学会方式の実施上の詳細事項について

##### 1 予備の電源

##### （1）1号機のIC用の125Vのバッテリー

①自動車用の12.5V、容量30Ahのバッテリーを10個直列で用いる方法

②オートバイ用の12.5V、容量10Ahのバッテリーを10個直列で用いる方法

##### （2）1～6号機のHPCI及び2～6号機のRCIC用の250V容量のバッテリー

上記（1）①又は②のバッテリーを20個直列で用いる。

##### （3）1号機のIC用の480Vの交流電源

①災害対策用発電機を用いる方法

②オートバイ用バッテリーと、その直流を4890Vに変換する装置を用いる方法

2 予備電源の保管場所及び使用方法（第1段階（高圧下での注水による冷却）の2時間以内における安全系起動）・・・津波の影響を受けない種々の方策の実施

（1）地震発生直後の実施方策

ア DC電源

地震発生後、直ちにDC電源のバッテリーが保管されているIC室、RCIC室及びHPCI室に運転員を派遣する。

イ AC電源

①地震発生後、直ちに中央制御室において、ICのPCV内部のAC480V駆動MO弁の開放操作をする。

②AC電源（オートバイ用バッテリーと、その直流を4890Vに変換する装置）が保管されているIC室に運転員を派遣する。

（2）津波襲来による電源喪失後の実施方策

津波襲来により常設のDC電源及びAC電源が喪失した場合には、以下の方策を実施して、電源を保管のバッテリーや災害対策用発電機に切り替える。

ア DC電源としてのバッテリー

次のいずれかの方策を実施

①バッテリーが保管されているIC室、RCIC室及びHPCI室において、電源をバッテリーに切り替える。

②中法制御室において、予め中央制御室等に保管されているバッテリーからIC室の弁に敷設されている電源ケーブルを操作して、電源をバッテリーに切り替える。

イ 1号機のIC用のAC電源として災害対策用発電機等

①予めICのPCV内部のAC480V駆動MO弁の開放操作をしている場合

には対策は不要であり、残るDC電源としてバッテリーへの切り替えは、上記アによることとなる。

②上記①に失敗した場合には、中央制御室から、制御室屋上に保管されている災害対策用発電機からIC室の弁に敷設されている電源ケーブルを操作して、電源を災害対策用発電機に切り替える。

③上記②も失敗した場合には、IC室に保管されているAC電源（オートバイ用バッテリーと、その直流を4890Vに変換する装置）への切り替えを行う。

### 第3 失敗学会方式の上記第1及び第2以外の事項について

次の事項について述べている。

- ①失敗学会方式は本件事故前から採ることが可能であり、かつ、採るべき措置だったこと
- ②失敗学会方式により本件事故が回避可能であったこと
- ③失敗学会方式の準備完了までに要する期間（工期）

### 第2節 被告国第26準備書面第6による被告国の追加反論の概要及びそれが失当であることについて

第1～第3：省略

### 第4 失敗学会方式のまとめ

#### 1 失敗学会方式による本件事故の回避可能性について

以上のとおり、失敗学会方式に対する反論の検討結果によっても、失敗学会方式によって本件事故が回避可能であったことは明らかである。

#### 2 反論の「非現実的」・「検討不十分」・「後知恵」の誤り

(1) 「非現実的」が失当な理由

ア 反論が「非現実的」とする事項

反論が「非現実的」とする事項は、本節の次の項目についてであり、かつ、その理由は、いずれも、本件事故時の現場の混乱状況を前提とするものである。

- ・第2の1：2時間の起算点
- ・第2の2（2）、（4）：作業場所と障害事由
- ・第2の3：バッテリーの容量及び保管場所
- ・第3の5：ICの保管場所
- ・第2の6：作業手順の決定
- ・第2の7（1）：安全系起動の始期
- ・第2の7（2）：安全系起動による冷却期間
- ・第3の2：消防車による注水の炉心冷却効果

イ 「長期評価」を想定すべき場合には成り立たない反論であること

上記のとおり「非現実的」の反論は、全て本件事故時の現場の混乱状況を前提とした反論であるが、その前提は、推進本部の「長期評価」の巨大津波により発生する全電源喪失対策を講じるべき義務が課されている場合には成り立ち得ないのであり、前提において失当である。

(2) 「検討不十分」が失当な理由

ア 反論が「検討不十分」とする事項は、本節の次の事項についてであり、かつ、全て詳細事項レベルの事柄についてである

- ・第2の2（1）、（3）、（5）：作業場所と障害事由
- ・第2の4：バッテリーの接続場所等

イ 「長期評価」を想定すべき場合には成り立たない反論であること

①以上のとおり「検討不十分」の反論は、全て詳細事項レベルの反論である

が、「長期評価」を想定すべき場合には当然に事前に「十分に検討」しておくべき事項であり、かつ、そうしておけば実施は可能だったのである。

②反論は、「長期評価」を想定外としていたことにより発生した現場の混乱状況を「十分に検討していない」とするものであって、上記の「非現実的」の反論と同様に、「長期評価」を想定すべき場合には成り立たない反論である。

(3) 「後知恵」が失当な理由

①「後知恵」の反論は、本節第3の2の消防車等による低圧注水に関する事項であり、本件事故前には想定し得なかったバイパス流の発生により消防車による注水効果が十分には得られなかったとするものである。

②しかし、「長期評価」の巨大津波を想定すべき場合には、バイパス流の発生は事前に把握し、対策を講じることが可能であり、かつ、そうすべきであったのであり、「後知恵」の反論は成り立ち得ないのであり、失当である。

③加えて、低圧注水系の段階において、津波の漂流物等によりD/DFPが使用できなくなることを想定しておく必要があり、その代替として消防車が有効であることを被告らは知悉し得ていたのであり、「後知恵」の反論は成り立たない。

④要するに、「後知恵」の反論も、上記の「非現実的」「検討不十分」の反論と同様に、「長期評価」を想定外とすることが許容されること前提とするものであり、その前提において失当である。

3 反論のドライサイトコンセプト論について

①反論のドライサイトコンセプト論は、防潮堤等以外の回避措置の全てを「不確実」な措置であるとして排斥するものである。

②しかし、そうであれば、原発の「稼働停止」を継続すべきこととなり、そのことによっては本件事故が回避可能であったことは明かである。

③したがって、被告国及び被告東電は、「稼働停止」を可及的速やかに解除させようとするのであれば、失敗学会方式による回避可能性を「稼働停止」レ

ベルまで高める努力を尽くす方向に向かったはずである。

- ④要するに、反論のドライサイトコンセプト論は、規制上、「稼働停止」は考慮外とされることを前提とするものであり、かつ、それが正当化され得ないことは、本節第1において述べているとおりである。

以上